

	平成25年5月16日
担当	厚生労働省大臣官房地方課 課長 苧谷 秀信 課長補佐 水野 忠幸
	電話 03 - 5253 - 1111 内線 7272 直通 03 - 3595 - 3052

平成25年度地方労働行政運営方針の策定について

厚生労働省は、本日付けで「平成25年度地方労働行政運営方針」を策定しました。各都道府県労働局においては、この運営方針を踏まえつつ、各局内の管内事情に則した重点課題を盛り込んだ行政運営方針を策定し、計画的な行政運営を図ることとしています。「平成25年度地方労働行政運営方針の概要」は以下のとおりです。

1 平成25年度地方労働行政の課題

(1) 経済社会の活力の向上と地域の活性化に向けた雇用対策の推進

若者・女性・障害者・高齢者等の就業実現を図るとともに、成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進を行い、併せて重層的なセーフティネットの構築を図る必要がある。また、引き続き、東日本大震災の被災地における雇用を確保する必要がある。

(2) 安心して働くことのできる環境整備

非正規雇用労働者の雇用の安定及び人材の育成・処遇の改善を図るとともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を進める必要がある。また、労働者の安全と健康確保対策及び良質な労働環境の確保を図る必要がある。

2 地方労働行政の展開に当たっての基本的対応

各地域における総合労働行政機関として、地方自治体、労使団体等との連携を図るとともに、労働法制の普及を進める等、行政サービスの向上を図る。

3 平成25年度地方労働行政の重点施策

(1) 東日本大震災からの復興支援

「被災地雇用復興総合プログラム」、「福島避難者帰還就職支援プロジェクト」を推進するとともに、除染等業務の従事者等の放射線障害防止対策及び復旧・復興工事災害防止対策の徹底を図る。

(2) 総合労働行政機関として推進する重点施策

企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的に行い、不適切な解雇や雇い止めの予防のための啓発指導を行うとともに、賃金不払い、解雇手続、再就職支援等の一連の手続に総合的かつ機動的な対応を図る。また、子育て支援等の実施、派遣労働者保護の充実等取り組みを推進する。

(3) 労働基準行政の重点施策

○労働条件の確保・改善対策

過重労働による健康障害を防止する等のため、経済情勢に対応した法定労働条件の確保を図るとともに、自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件の確保対策等を推進する。また、労働契約に関するルールの啓発を行う。

○最低賃金制度の適切な運営

最低賃金額の周知徹底を図るとともに、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を行う。

○適正な労働条件の整備

過重労働の解消と仕事と生活の調和実現に向けた働き方、休み方の見直しを行うとともに、医療分野の「雇用の質」の向上のための取組等を推進する。

○労働者の安全と健康確保対策の推進

第12次労働災害防止計画を踏まえつつ、労働災害防止対策及び化学物質による健康障害防止対策を最重点課題として取り組む。

○労災補償対策の推進

労災保険の迅速・適正な処理として、標準処理期間内の事務処理及び精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る事務処理を迅速・適正に行う。

(4) 職業安定行政の重点施策

○就職率（常用）：30%以上を目指す。

雇用保険受給者の早期再就職割合：28 %以上を目指す。

求人充足率（常用）：24.5 %以上を目指す。

○職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

マッチングに直結する求職者、求人者サービス等、職業紹介業務上の質的取組の抜本拡充、求人充足、全国ネットワークを生かした広域的マッチングの強化等を図る。

○地方自治体との連携による就職支援

地方自治体と公共職業安定所の協定に基づく一体的実施等を推進する。

○若者の雇用対策の推進

新卒応援ハローワークのジョブサポーターが大学等への出張相談を行う等、大学等新卒者・既卒者に対する就職支援の推進、若者と中小企業とのマッチング強化として「若者応援企業」の周知、フリーター等の正規雇用化の推進等を図る。

○重点的なセーフティネットの構築

生活保護受給者等を含めた生活に困窮する者の就労支援の抜本強化、地域のニーズに即した職業訓練の展開と訓練修了者への就職支援等を図る。

○高年齢者の雇用対策の推進

「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進として、改正高年齢者雇用安定法に基づき確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言・指導等を実施する。

○障害者の雇用対策の推進

4月からの法定雇用率の引き上げも踏まえ、中小企業への支援等の強化や地域の就職支援のさらなる強化を図るとともに、障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援等の充実・強化等を図る。

○非正規雇用対策の推進

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを総合的に支援するため、事業主の取組を促進する包括的な助成措置の積極的な活用促進、キャリアアップに関するガイドラインの周知等を行う。また、ハローワークで、トライアル雇用奨励金の活用、実践的な職業訓練や求職者支援制度への誘導等を通じ正社員就職を支援する。

○成長分野などでの雇用創出、人材育成の推進

「戦略産業雇用創造プロジェクト」の創設とともに、成長が期待される分野に

おける人材のキャリアアップの支援等を行う。

(5) 職業能力開発行政の重点施策

○若者の就職促進、自立支援対策

若者人材育成・定着奨励金(若者チャレンジ奨励金)による支援を行うとともに、「地域若者サポートステーション」による就労に向けた支援等を行う。

○ジョブ・カード制度の推進

公共職業安定所において、ジョブ・カードが持つメリットを周知した上で、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を積極的に行う。

(6) 雇用均等行政の重点施策

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進の性差別禁止に係る指導に重点を置くとともに、ポジティブ・アクションを促進するため、企業に対する直接的な働きかけを推進する等、事業主に対する支援を行う。

○職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児・介護休業法の確実な履行確保を図るとともに、両立支援制度に取り組む事業主に対する支援等を行う。

○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策等の推進

パートタイム労働法に基づく適切な指導等を行うとともに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主への支援を行う。

(7) 労働保険適用徴収業務等の重点施策

労働保険料等の適正徴収として、収納等の向上、口座振替制度の拡大等を進め、労働保険の未手続事業場に対し、手続指導にとどまらず職権により積極的に保険関係を成立させる。

(8) 個別労働関係紛争の解決の促進

労働問題の「ワンストップ・サービス」の拠点として総合労働相談コーナーの機能強化を図るとともに、効果的な助言・指導及びあっせんの実施を推進する。